

年会費の支払い及び管理のあり方に関する細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国内クレジット推進協議会規約第16条第2項の規定に基づき、国内クレジット推進協議会の年会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 年会費等

(入会方法)

第2条 会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出し、滞りなく入会年度の会費を納入しなければならない。

(会費の納入方法)

第3条 会費の納入方法は、事務局が別に定める銀行への振込みとする。

2 会費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

(会費納入遅延に対する措置)

第4条 代表は、この細則に定める会費の納入を遅延した会員に対して、総会における議決権行使の停止措置、および協議会が行う一部の事業への参画を一時的に制限できるものとする。

附則

1 この細則は、設立総会実施後から施行する。

(以下余白)